

ホウライショウ属苗のバナナネモグリセンチュウに係る輸入検査対応 について（対象植物の追加）

1. 経緯

- (1) 検疫有害動物であるバナナネモグリセンチュウについては、我が国への侵入・まん延を防止するため、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の2の7項に基づき、輸出国において栽培地で検査を行い、当該線虫に侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求。
- (2) 本年11月、輸入検査において、規則別表1の2の7項で対象植物として規定されていないホウライショウ（*Monstera deliciosa*）苗から、当該線虫を検出。
- (3) 11月15日、規則別表1の2の7項に掲げる地域から輸入されるホウライショウ苗について、輸入検査時の当該線虫を対象とした検定を開始。
- (4) 11月下旬、輸入検査において、規則別表1の2の7項で対象植物として規定されていない *Monstera obliqua* 苗から、当該線虫を検出。
- (5) 輸入検査での発見状況等を踏まえ、規則を改正し、別表1の2の7項の対象植物にホウライショウ属（*Monstera*属）を規定する予定。

2. 緊急の暫定措置

規則を改正し、別表1の2の7項の対象植物にホウライショウ属（*Monstera*属）を規定することとしたことから、当該線虫の我が国への侵入及びまん延を防止するため、現在緊急の措置を行っているホウライショウ及び *Monstera obliqua* 苗に加え、ホウライショウ属植物全てを対象に、輸入検査において以下の対応を実施。

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として規則別表1の2の7項に掲げる地域から輸入される、ホウライショウ属（*Monstera*属）生植物の地下部

(2) 対応を行う期間

令和3年12月22日から規則改正までの当面の間

(3) 検定

輸入植物検疫規程（昭和25年農林省告示第206号）別表第1で規定される検査数量について、地下部の綿密な確認を行うとともに、検査数量の10%以上について、地下部及び培養資材を対象にベルマン法を実施